

第98回 定時株主総会 招集ご通知



証券コード：8614

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
（開場午前9時）

場所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

当社本店 4階会議室

※末尾のご案内図をご参照ください。

（受付は4階でございます）

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2020年6月25日（木）午後5時まで

▶ 詳細は5～7頁をご参照ください。

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**※本年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

目次

株主のみなさまへ	1
第98回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	8

【添付書類】

事業報告	18
連結計算書類等	43
計算書類等	48

＜ご参考＞ 株主のみなさまと東洋証券	54
--------------------------	----

株主のみなさまへ



取締役社長 桑原理哲

これからもみなさまから選ば

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新たに株主となられたみなさまには、心よりお礼申し上げますとともに、末永くご支援のほどお願い申し上げます。

第98回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

第99期よりスタートした第六次中期経営計画（2020年4月～2025年3月）において、当社は真にお客さま本位の経営により、お客さまの大切な資産をお預かりし、守り、育てることに、よって、社会的使命を果たすことを謳っております。

もっとずっと... とともにTO YOU

お客さまロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客さま本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

- ◇「もっと」 これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ◇「ずっと」 次世代までも末永く
- ◇「ともに」 お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

れる証券会社として

営業現場におきましては、お客さまのご意向に従い、適切なお提案とフォローアップができるよう、人材基盤の強化に全力で取り組んでまいります。

また時代の流れに応じ、お客さまの様々なニーズにお応えできる営業チャネルの多様化も進める所存です。

当社は、これからもお客さまの最善の利益を追求する資産運用のプロフェッショナルとして、世代を超えて選ばれる証券会社を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

2020年6月

経営理念

当社グループは、「信頼」、「付加価値」、「得意分野」の経営理念のもと、コンプライアンスおよびリスク管理をすべての施策の最重要課題の1つと位置付けつつ、中核事業である金融商品取引業を通じて、質の高い金融サービスを展開し、お客さまの満足度を高めるとともに、社会に貢献してまいりたいと考えております。



第98回定時株主総会 招集ご通知	P 3
議決権行使についてのご案内	P 5
株主総会参考書類 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件	P 8
事業報告	P18
連結計算書類等	P43
計算書類等	P48
株主のみなさまと東洋証券 株主メモ／トピックス／ 株主アンケート結果のご報告／ グループネットワーク	P54

株主各位

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

東洋証券株式会社

取締役社長 桑原 理哲

第98回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、8頁から17頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時まで**に5頁記載のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時 （開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 当社本店 4階会議室 （受付は4階でございます）※末尾のご案内図をご参照ください。
3 株主総会の 目的である事項	報告事項 1. 第98期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第98期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、**当社ホームページ**に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- 本添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに**当社ホームページ**にて、修正後の内容を開示いたします。

 **当社ホームページ** : <http://www.toyo-sec.co.jp/>
東洋証券**検索**

第98回定時株主総会についてのご案内

当社は、2020年3月期の当社第98回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主のみなさまの安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で開催させていただきます。

本株主総会会場において、感染予防のため、間隔をあけた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、株主のみなさまにおかれましては、可能な限り郵送またはインターネットでの議決権の事前行使をお願い申し上げます。

**なお、本年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

※ご注意とお願い

- ・本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフにおいても、マスクを着用して対応させていただく予定であります。

議決権行使についてのご案内

8頁から17頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限られますので、代理人がご出席される場合は、代理権を証する書面（委任状、本人の議決権行使書用紙）のほか、代理人ご自身の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵 送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議 案

賛成の場合 「賛」の欄に○印を

反対の場合 「否」の欄に○印を

一部候補者につき 「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。



インターネット

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

 **議決権行使サイト** : <https://evote.tr.mufig.jp/>

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

詳細につきましては次頁をご覧ください。

※当日ご出席の際は、書面（議決権行使書）の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

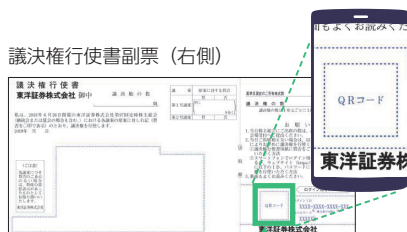
スマートフォンのアクセス手順（QRコードを読み取る方法）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

！ 下記方法での議決権行使は
1回に限ります。

① QRコードを読み取る

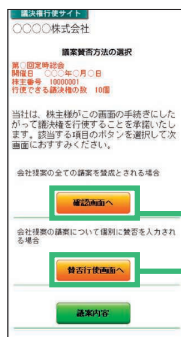
お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書副票（右側）
に記載の「ログイン用QRコード」
を読み取る。



「ログイン用QRコード」はこちら

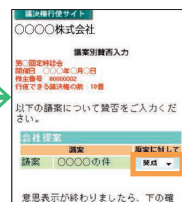
② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法
を選ぶ。



③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案
の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

2回目以降のログインの際は…
7頁の記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 **0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>


パソコンのアクセス手順

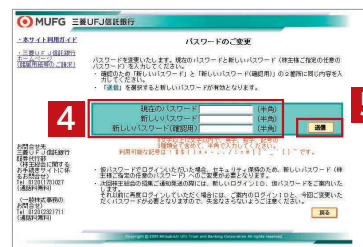
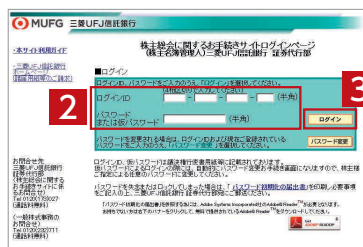
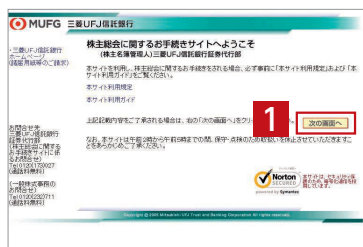
1 「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

4 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力

5 「送信」をクリック



! ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱うこととさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、スマートフォン、パソコン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ギ システムに係る条件について

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合や、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。
 - 携帯電話による議決権行使は、iモード*、EZweb*、Yahoo!ケータイ*のいずれかのサービスをご利用願います。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- * iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標、登録商標またはサービス名です。

第1号議案 取締役8名選任の件

当社の取締役は、2019年6月26日開催の当社定時株主総会において選任いただいた9名のうち、石岡学、塩田起人の2氏は2020年3月31日付けで辞任し、他の7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会の出席状況(2019年度)
1	再任 くわはら よしあき 桑原 理哲	代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当	100% (18回/18回)
2	再任 おかだ のぶよし 岡田 啓芳	取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌	100% (18回/18回)
3	再任 すずき まひと 鈴木 真人	取締役兼専務執行役員 業務管理本部長兼内部管理本部・ 人事研修部・総務部管掌	100% (18回/18回)
4	再任 さくらい あゆむ 櫻井 歩	取締役兼常務執行役員 情報本部長兼営業企画部担当兼 ウェルスマネジメント部担当兼 カスタマーセンター担当兼 法人本部・営業本部管掌	100% (14回/14回)
5	新任 しげやま くにひこ 重山 都彦	上席執行役員 営業本部長	—
6	再任 こばやし ゆきこ 小林裕紀子 社外取締役 独立役員	取締役	100% (18回/18回)
7	再任 たにもと みちひさ 谷本 道久 社外取締役 独立役員	取締役	100% (18回/18回)
8	再任 たなか ひでかず 田中 秀和 社外取締役 独立役員	取締役	94% (17回/18回)

注：櫻井歩氏の出席状況については、2019年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



取締役在任年数

10年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

100% (18回/18回)

所有する当社株式の数

27,300株

1 くわはら よしあき
桑原 理哲 1961年5月9日生(満59歳)

再任

略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)

1985年4月	当社入社	2012年4月	当社常務取締役 営業本部長兼営業企画部担当
2000年7月	当社浜田支店長		
2001年10月	当社今治支店長	2014年4月	当社常務取締役 営業本部長兼 ホームトレード部担当兼 法人本部・営業企画部管掌
2005年7月	当社名古屋支店長		
2006年9月	当社営業企画部長	2014年6月	当社常務取締役 営業本部長兼 法人本部・営業企画部管掌
2007年4月	当社執行役員 営業企画部長	2016年4月	当社常務取締役 内部管理本部長
2008年10月	当社執行役員 経営企画部長	2017年4月	当社代表取締役社長
2010年6月	当社取締役 経営企画部長兼総務部担当	2019年4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当 (現在に至る)
2011年5月	当社取締役 営業本部長兼営業企画部担当		

特別の利害関係

桑原理哲氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

桑原理哲氏は、営業部門での幅広い経験を有するほか、企画部門の担当役員や内部管理本部長等を歴任したほか、取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

注：桑原理哲氏の「桑」は、戸籍上の文字は「栞」(「十」3つの下に「木」)ですが、本定時株主総会招集ご通知では、「桑」に表記を統一しております。



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（18回／18回）

所有する当社株式の数
5,000株

2 おかだ のぶよし
岡田 啓芳 1963年1月10日生（満57歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2018年1月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
2000年8月	株式会社日本興業銀行入行		
2012年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部長	2018年4月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
2012年5月	同行営業第十四部長兼 みずほ証券株式会社 投資銀行グループ コーポレートカバレッジ第五部長	2018年6月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌
2014年4月	みずほ証券株式会社 金融公共グループ副グループ長	2019年4月	当社取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌
2015年5月	当社常任顧問	2019年6月	当社取締役兼専務執行役員 経営企画部管掌
2015年6月	当社執行役員 業務管理本部長	2020年4月	当社取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌 （現在に至る）
2016年6月	当社取締役 情報本部・経営企画部管掌		
2017年4月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌		

特別の利害関係

岡田啓芳氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

岡田啓芳氏は、金融機関での豊富な業務経験を活かし、当社の企画部門の担当役員や業務管理本部長を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（18回／18回）

所有する当社株式の数

18,600株

3 すず き **鈴木** ま ひ と **真人** 1958年2月16日生（満62歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	株式会社加藤製作所入社	2017年7月	当社取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
1987年2月	当社入社		
2005年7月	当社システム統括部長	2018年4月	当社常務取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
2008年10月	当社業務管理本部長兼 システム統括部長		
2009年6月	当社執行役員 業務管理本部長兼システム統括部長	2018年6月	当社常務取締役 業務管理本部・内部管理本部管掌
2011年12月	当社執行役員 業務管理本部長	2019年4月	当社取締役兼専務執行役員 業務管理本部・内部管理本部管掌
2013年4月	当社常務執行役員 業務管理本部長	2020年4月	当社取締役兼専務執行役員 業務管理本部長兼内部管理本部・ 人事研修部・総務部管掌 （現在に至る）
2014年6月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当		
2015年6月	当社取締役 ホームトレード部担当 兼業務管理本部管掌		
2016年6月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当		

特別の利害関係

鈴木真人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

鈴木真人氏は、システム部門での豊富な業務経験を有し、業務管理本部長、インターネット取引部門の担当役員を歴任し、また、内部管理統括責任者としてコンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢確立に向け上級の経営責任者として具体的な方針を策定・遂行し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社株式の数

3,600株

4 さくら い あゆむ
櫻井 歩 1963年8月9日生（満56歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 日興証券株式会社
（現・SMBC日興証券株式会社）入社
2002年3月 同社 保険ビジネス部長
2006年5月 同社子会社
コーディアル・コミュニケーションズ
株式会社取締役社長
2016年3月 同社執行役員
商品マーケティング本部長
2018年1月 当社顧問
2018年4月 当社常務執行役員 営業企画部担当
2019年1月 当社常務執行役員 営業企画部担当
兼カスタマーセンター準備室担当兼
カスタマーセンター準備室長
2019年4月 当社上席執行役員 営業企画部担当
兼ホームトレード部担当兼
カスタマーセンター準備室長

2019年6月 当社取締役兼上席執行役員
ホームトレード部担当兼証券本部・
営業企画部・カスタマーセンター管掌
2020年3月 取締役兼上席執行役員
法人本部長兼営業本部長兼ホームト
レード部担当兼証券本部・営業企画
部・カスタマーセンター管掌
2020年4月 当社取締役兼常務執行役員
情報本部長兼営業企画部担当兼
カスタマーセンター担当兼法人本部・
営業本部管掌
2020年5月 当社取締役兼常務執行役員
情報本部長兼営業企画部担当兼
ウェルスマネジメント部担当兼
カスタマーセンター担当兼
法人本部・営業本部管掌
（現在に至る）

特別の利害関係

櫻井歩氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

櫻井歩氏は、金融機関の投資信託関連業務等での長年の豊富な経験と知識を有し、また、執行役員、取締役の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、コンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢の確立に向け、具体的な方針を策定し遂行してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

20,600株

5 しげやま く に ひ こ
重山 都彦 1962年1月16日生（満58歳）

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
2011年7月 当社監査部長
2015年4月 当社執行役員監査部長
2016年4月 当社執行役員人事研修部長

2018年4月 当社常務執行役員人事研修部長
2019年4月 当社上席執行役員人事研修部長
2020年4月 当社上席執行役員営業本部長
（現在に至る）

特別の利害関係

重山都彦氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

重山都彦氏は、執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、コンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢の確立に向け、対面リテール営業の持続可能なビジネスモデルへの転換を図ることが期待できるため、新たに取締役候補者となりました。

注：重山都彦氏の「都」は、戸籍上の文字は「都」（「日」の上に「丷」が付く）ですが、本定時株主総会招集ご通知では、「都」に表記を統一しております。



取締役在任年数

6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（18回／18回）

所有する当社株式の数

0株

6

こばやし ゆきこ
小林 裕紀子
（公認会計士・税理士）
（登録名：藤川裕紀子）

再任

社外取締役

独立役員

1965年3月16日生（満55歳）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年10月	中央新光監査法人入所	2013年3月	星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任）
1998年6月	金融監督庁（現金融庁）検査部 検査総括課 金融証券検査官	2014年6月	当社社外取締役
2000年7月	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長 （現任）	2020年6月	鹿島建設株式会社社外監査役 （就任予定）
2012年1月	税理士法人会計実践研究所 代表社員（現任）	2020年6月	相鉄ホールディングス株式会社 社外取締役（就任予定） （現在に至る）

特別の利害関係

小林裕紀子氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

小林裕紀子氏は、公認会計士実務における高度な専門知識や金融監督庁（現金融庁）などでの実務経験等で培われた金融分野の豊富な知識や経験を活かし、客観的・専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言をし、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、社外取締役として今後も業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。
なお、同氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（18回／18回）

所有する当社株式の数

0株

7

たにもと みちひさ
谷本 道久

再任

社外取締役

独立役員

1952年6月2日生（満68歳）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年4月	住友生命保険相互会社入社	2011年7月	同社取締役常務執行役員
2000年4月	同社証券投資部長	2012年7月	同社常任顧問
2001年10月	同社資金債券運用部長	2016年6月	当社社外取締役 （現在に至る）
2006年4月	同社執行役員兼資金債券運用部長		
2007年7月	同社常務取締役嘱常務執行役員		

特別の利害関係

谷本道久氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

谷本道久氏は、金融機関の証券投資部門等での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

**取締役在任年数**

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

94%（17回／18回）

所有する当社株式の数

0株

8 田中 秀和

1958年5月10日（満62歳）

再任**社外取締役****独立役員****略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1981年4月	野村證券投資信託販売株式会社入社	2014年6月	静銀ディーエム証券株式会社 監査役（非常勤）
1997年5月	国際証券株式会社 経営企画部長	2015年6月	MUSビジネスサービス株式会社 取締役社長
2001年7月	同社取締役	2017年6月	同社取締役会長
2002年9月	三菱証券株式会社 執行役員	2018年6月	当社社外取締役
2005年10月	三菱UFJ証券株式会社 執行役員	2018年9月	株式会社SMALL WORLDS 執行役員 （現任） （現在に至る）
2010年5月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 執行役員		
2012年6月	同社常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式 会社 常務執行役員		
2013年6月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 常務取締役 MUSビジネスサービス株式会社 取締役（非常勤）		

特別の利害関係

田中秀和氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

田中秀和氏は、大手証券会社での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

注1：年齢、地位および担当は本定時株主総会時のものであります。

注2：小林裕紀子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

注3：谷本道久氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

注4：田中秀和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

注5：当社は、小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、3氏が再任された場合、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。

注6：当社は、小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合、当社は引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役西村充市氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



いとう いつろう
伊藤 逸朗

1961年1月14日生（満59歳）

新任

社外監査役

独立役員

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ 2016年6月 同社執行役員監査部長
信託銀行株式会社）入社 （2020年6月25日退任予定）
2012年4月 同社監査部副部長
2016年4月 三菱UFJ不動産販売株式会社監査部長

特別の利害関係

伊藤逸朗氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

監査役在任年数

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

伊藤逸朗氏は、金融機関のコンプライアンス分野や与信業務分野における豊富な経験と知識を有しており、その経験と実績から、社外監査役として、適切な法令監査・会計監査および客観的・中立的な立場から経営の監視や適切な助言を期待できるため、新たに社外監査役候補者といたしました。

注1：年齢および地位は本定時株主総会時のものであります。

注2：伊藤逸朗氏は、社外監査役候補者であります。

注3：伊藤逸朗氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

注4：伊藤逸朗氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。

以 上

<ご参考>

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4. 過去3年間に於いて上記1から3に掲げる者
5. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームである場合は、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6. 当社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7. 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - （1）上記1から6までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - （4）過去3年間に於いて前（2）および（3）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

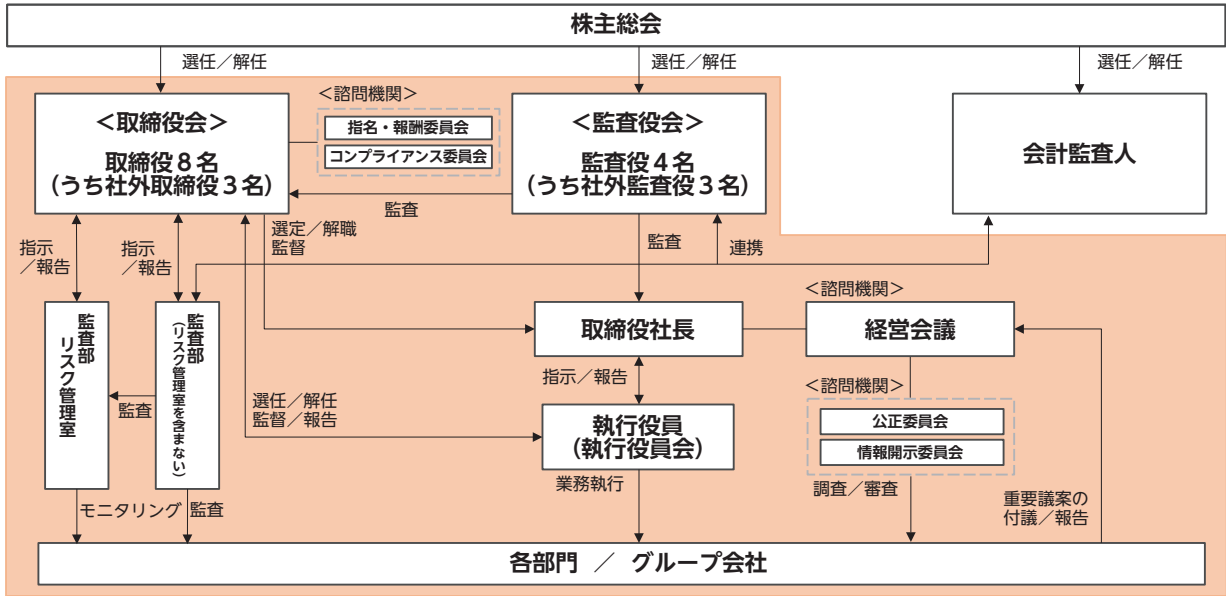
当社は、「倫理方針」として以下を定め、金融商品取引業者としての社会的責任を達成するために、投資者の保護と信頼性の向上を図ることにしております。

1. 私たちは、証券市場の担い手として社会的責任を認識し、誠実かつ公正な業務を行います。
2. 私たちは、お客さまとの信頼関係を大切にし、質の高い金融サービスの提供を行います。
3. 私たちは、法令・諸規則を遵守し、社会人としての常識や倫理に照らして正しい行動をします。
4. 私たちは、人権および環境を尊重し、社会貢献に努めます。
5. 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定め、ホームページに公表しております。

(http://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate_governance/policy/pdf/governance_guideline.pdf)

(コーポレート・ガバナンス体制図)



1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、年末にかけては米中通商問題や英国のEU離脱問題に関する不透明感が和らぎ、緩やかな拡大基調にありましたが、年明け以降は世界規模で新型コロナウイルス感染症が流行し、経済活動の低迷が見受けられ、世界経済は一時的に大きく縮小しました。

このような環境下、国内株式市場において、日経平均株価は期初21,500.89円で始まり、中国景気の底入れが示唆されたことなどをきっかけに4月下旬には22,300円台まで上昇する場面がありました。しかし、その後は米中貿易摩擦問題の激化による世界経済や企業業績の減速懸念が台頭したため、8月に日経平均株価は一時20,100円台まで下落しました。2020年に入り米中貿易交渉が第一段階の合意に達したことなどから、1月20日に24,083.51円の高値をつけました。その後は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を背景に3月中旬に日経平均株価は16,300円台までに急落し、3月末の日経平均株価は18,917.01円で取引を終了しました。

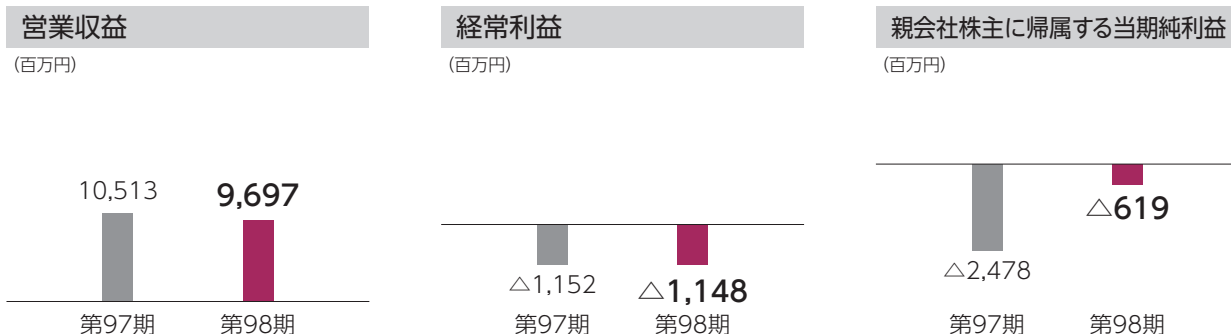
米国株式市場においては、主要株価指数であるダウ工業株30種平均は期初26,075.10米ドルで始まり、対中関税引き上げ表明を受けて調整が進む場面も見られましたが、6月4日にパウエル連邦準備制度理事会（FRB）議長が金融緩和への政策転換を示唆すると、相場は再び上昇トレンドとなりました。10月に米国企業の第3四半期決算発表が本格化すると決算内容が概ね市場予想を上回るものだったことから、買い優勢となり、ダウ工業株30種平均は2月12日に29,568.57米ドルに到達しました。しかし、その後は新型コロナウイルス感染症の蔓延と産油国の対立で世界経済が大きな打撃を受け、ダウ工業株30種平均は3月23日に18,213.65米ドルまで急落したものの、米国政府の大規模経済対策への期待感やFRBの資産買い入れにより、3月末のダウ工業株30

種平均は21,917.16米ドルで取引を終了しました。

当社が注力している中国・香港株式市場において、主要株価指数であるハンセン指数は期初29,383.72ポイントで始まり、中国景況感の改善や米中貿易摩擦問題の進展期待を背景に4月15日に高値30,280.12ポイントまで上昇しました。5月に入ると米中貿易摩擦問題に対する警戒感が再び台頭し、香港の抗議活動なども重なり、ハンセン指数は12月前半まで方向感に乏しい展開が続きました。その後は米中貿易交渉の部分合意に対する楽観的な見方や中国の利下げ観測、中国金融市場のグローバル化進展期待などを材料に買われ、年末年始にかけ値を戻す場面もありました。年明けには武漢市で新型コロナウイルス感染症が発生したことを受け、再び軟調な展開となりました。感染拡大による世界景気減速懸念が重荷となりハンセン指数は3月19日に21,139.26ポイントの安値を付け、3月末のハンセン指数は23,603.48ポイントで取引を終了しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、取引関係費、減価償却費を中心に販売費・一般管理費が減少し、当社の専用ファンドである中国株投資信託の販売好調による募集手数料が増加したものの、日本株、米国株、中国株の手数料が低調であったため、営業収益は96億97百万円（前連結会計年度比92.2%）、経常損失は11億48百万円（前連結会計年度は11億52百万円の経常損失）になりました。また、前連結会計年度の特異要因である基幹システム移行費用7億25百万円の減少に加え、当連結会計年度の特異要因である投資有価証券売却益6億17百万円等の特別利益の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は6億19百万円（前連結会計年度は24億78百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）になりました。

【ご参考】



なお、当社グループの業績概況は以下のとおりであります。

受入手数料

67億81百万円（前連結会計年度比 101.3%）

科目別の概況は以下のとおりであります。

■ 委託手数料

当連結会計年度の東証一・二部の1日平均売買代金は2兆6,418億円（前連結会計年度比91.3%）になりました。当社の国内株式委託売買代金は6,202億円（前連結会計年度比74.1%）、外国株式委託売買代金は561億円（前連結会計年度比116.4%）になりました。その結果、当社グループの委託手数料は24億81百万円（前連結会計年度比88.6%）になりました。

■ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は債券の引受高の増加等により47百万円（前連結会計年度比147.0%）になりました。

■ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に証券投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は株式投資信託の募集金額が983億円（前連結会計年度比128.6%）に増加したため26億40百万円（前連結会計年度比126.9%）になりました。

■ その他の受入手数料

証券投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数は株式投資信託の預り資産の平均残高が2,001億円（前連結会計年度比96.0%）に減少したため、16億11百万円（前連結会計年度比90.5%）になりました。

[ご参考]

委託手数料

36.6% 24億81百万円
（前連結会計年度比 88.6%）

引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料

0.7% 47百万円
（前連結会計年度比 147.0%）

募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料

38.9% 26億40百万円
（前連結会計年度比 126.9%）

その他の受入手数料

23.8% 16億11百万円
（前連結会計年度比 90.5%）

受入手数料の
内 訳

トレーディング損益

25億28百万円（前連結会計年度比 73.9%）

トレーディング損益は米国株の店頭取引売買代金の減少等により株券等が15億16百万円（前連結会計年度比61.5%）、外国債券取引の増加等により債券等が5億99百万円（前連結会計年度比144.3%）、中国株取引に係る為替手数料の減少等によりその他が4億11百万円（前連結会計年度比76.2%）で合計25億28百万円（前連結会計年度比73.9%）になりました。

金融収支

2億94百万円（前連結会計年度比 95.6%）

金融収益は信用取引収益の減少等により3億87百万円（前連結会計年度比96.6%）になりました。また、金融費用は支払利息の減少等により93百万円（前連結会計年度比99.9%）になりました。この結果、差引金融収支は2億94百万円（前連結会計年度比95.6%）になりました。

販売費・一般管理費

113億52百万円（前連結会計年度比 92.1%）

販売費・一般管理費は、2018年11月の基幹システムの移行に伴う旧基幹システムの減価償却が終了したこと等により減価償却費が4億45百万円（前連結会計年度比41.5%）、通信・運送費の減少等により取引関係費が14億31百万円（前連結会計年度比85.8%）となったため、合計で113億52百万円（前連結会計年度比92.1%）になりました。

営業外損益

5億99百万円（前連結会計年度比 79.9%）

営業外収益は数理計算上の差異償却の減少等により6億59百万円（前連結会計年度比79.0%）、営業外費用は固定資産除却損の減少等により60百万円（前連結会計年度比71.2%）で差引損益は5億99百万円（前連結会計年度比79.9%）になりました。

特別損益

6億35百万円（前連結会計年度 △6億95百万円）

特別利益は投資有価証券売却益等により7億23百万円（前連結会計年度比189.5%）、特別損失は減損損失等により88百万円（前連結会計年度比8.1%）で差引損益は6億35百万円（前連結会計年度は6億95百万円の損失）になりました。

2. 資金調達等についての状況

資金調達

経常的な資金調達のみで増資等による資金調達は行いませんでした。

設備投資

事務機器等を中心に2億7百万円の設備投資を行いました。

事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第95期 2017年3月期	第96期 2018年3月期	第97期 2019年3月期	第98期 2020年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	12,776	15,767	10,513	9,697
純営業収益	12,623	15,647	10,420	9,604
経常利益又は経常損失(△)	982	3,025	△1,152	△1,148
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	656	1,833	△2,478	△619
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	8円00銭	22円21銭	△29円88銭	△7円70銭
総資産	78,393	82,756	71,014	71,666
純資産	41,145	43,406	38,477	35,158

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第95期 2017年3月期	第96期 2018年3月期	第97期 2019年3月期	第98期 2020年3月期 (当事業年度)
営業収益	12,702	15,530	10,396	9,589
(うち受入手数料)	(8,060)	(9,220)	(6,585)	(6,682)
純営業収益	12,549	15,411	10,305	9,499
経常利益又は経常損失(△)	1,159	3,022	△931	△964
当期純利益又は当期純損失(△)	838	1,830	△2,223	△434
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	10円23銭	22円17銭	△26円80銭	△5円41銭
総資産	76,505	78,997	67,532	67,957
純資産	40,346	42,757	38,265	35,603

4. 対処すべき課題

対面リテール証券の経営環境は、人口減少・顧客の高齢化が進む一方で、個人の資産運用相談ニーズは益々高まっており、ビジネスチャンスも広がっております。

そのような中、当社は、2020年4月より第六次中期経営計画（5カ年計画）「もっと ずっと... とともに TO YOU」をスタートさせ、支店のあるそれぞれの地域において、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指すべき将来像として打ち出しています。

お客さまロイヤルティを追求した営業スタイル改革により、これまで以上に「お客さま本位」の経営で顧客基盤を拡充し、持続的な成長モデルへの進化を目指します。

【基本方針】

- ◇「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ◇「ずっと」次世代までも永らく
- ◇「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

【持続的成長可能なモデルを確立するための収益モデル】

新中期経営計画では、前半の2年で営業スタイル改革を断行するとともに、コスト構造改革により収益構造の安定化を図り、後半の3年で成長ステージに乗せていきます。

【重点項目・主な施策】

新中期経営計画では、お客さまごとにカスタマイズした営業スタイル改革を実現し、お客さまのロイヤルティ向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。また、働き甲斐のある職場環境や人事評価などにより従業員満足度を上げ、質の高い顧客サービスの実現につなげてまいります。

◆重点施策

①お客さまへの付加価値の提供

付加価値戦略…お客さまニーズの把握、ニーズに合った付加価値提案など

②お客さまとの接点の多様化

チャネル戦略…マルチチャネルの活用、地域特性を踏まえた営業店体制など

③組織・人材基盤の強化

業務戦略…営業店・本社の効率化、営業店の時間捻出、コスト効率化など

組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置

人材戦略…業績評価・人事評価、人材育成・人材配置など

5. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

株式業務

株式業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

金融商品取引所及びそれ以外の市場（店頭市場）において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受け・売出し業務

株式の募集・売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集・売出しにつき、顧客に販売する業務

債券業務

債券業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出しの取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

デリバティブ取引業務

デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

保険業務

保険業法に基づく、保険契約の締結の代理または媒介に係る業務から成り立っております。

6. 主要拠点等

主要な営業拠点（2020年3月31日現在）

当 社

本 店 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

支 店 30店

区分	店舗数
東 日 本 ブ ロ ッ ク	四 谷 支 店 など 9店
東海・近畿・四国ブロック	大 阪 支 店 など 9店
西 日 本 ブ ロ ッ ク	広 島 支 店 など 12店

営業所 福山支店府中営業所

主要な子会社

東洋証券亜洲有限公司 香港

従業員の状況（2020年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
732名	23名増

注：上記従業員数のほか、歩合外務員5名、派遣社員4名が在籍しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
714名	24名増	41.3歳	16.2年

注：上記従業員数のほか、歩合外務員5名、派遣社員4名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋証券亞洲有限公司	110,000 千香港ドル	100 %	香港における証券業務全般

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,100 百万円
株式会社広島銀行	1,200
株式会社三菱UFJ銀行	550
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社山口銀行	500
日本証券金融株式会社	1,422

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を経営上重要な施策の1つとして位置付けております。

利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主のみなさまに利益の還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当については、配当性向年間約30%を目安としつつ、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。なお、分配可能額に占める割合は、収益環境と株主資本の状況を総合的に勘案し、適宜見直してまいります。

上記方針のもと、2020年3月期の期末配当につきましては、1株当たり配当2円といたしました。

引き続き全社を挙げて業績の向上に邁進し、株主のみなさまへより多くの利益の還元ができるよう努力してまいります。

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,000,000株
2. 発行済株式の総数 87,355,253株 (うち自己株式 3,989,115株)
3. 株主数 8,390名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	6,860 千株	8.2 %
住友生命保険相互会社	5,449	6.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76402口)	4,987	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,305	3.9
株式会社広島銀行	3,120	3.7
水戸証券株式会社	3,012	3.6
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,162	2.5
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,785	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,401	1.6
東洋証券従業員持株会	1,240	1.4

注1：当社は自己株式として3,989,115株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式3,989,115株には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式4,987,200株は含めておりません。

注2：持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

注：当社は2019年11月1日に従来の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、新たな株式報酬制度（役員報酬BIP信託）へ移行しております。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	桑 原 理 哲	監査部担当	
取締役兼 専務執行役員	岡 田 啓 芳	経営企画部管掌	
取締役兼 専務執行役員	鈴 木 眞 人	業務管理本部・内部管理本部管掌	
取締役兼 上席執行役員	石 岡 学	総務部担当兼情報本部・人事研修部 管掌	
取締役兼 上席執行役員	塩 田 起 人		
取締役兼 上席執行役員	櫻 井 歩	法人本部長兼営業本部長兼ホームト レード部担当兼証券本部・営業企画 部・カスタマーセンター管掌	
取 締 役	小 林 裕 紀 子 (公認会計士・税理士) (登録名 藤川裕紀子)		
取 締 役	谷 本 道 久		
取 締 役	田 中 秀 和		
常勤監査役	西 村 充 市		
常勤監査役	縄 田 正 人		
監 査 役	細 田 信 行		
監 査 役	塚 本 誠		

注1：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏及び取締役田中秀和氏は、社外取締役であります。

注2：常勤監査役西村充市氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、社外監査役であります。

注3：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏、取締役田中秀和氏、常勤監査役西村充市氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

注4：常勤監査役西村充市氏は、長年にわたり、金融機関に在籍した経歴を持つ等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役細田信行氏は、事業会社の経営者としての長年の豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注5：2019年6月26日開催の定時株主総会において、櫻井歩氏が取締役に選任され就任いたしました。

注6：2019年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役半場裕章氏は任期満了により退任いたしました。

注7：取締役石岡学氏及び取締役塩田起人氏は2020年3月31日付で辞任いたしました。
注8：2020年4月1日現在の取締役、執行役員の地位及び担当は次のとおりであります。

・取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	桑 原 理 哲	監査部担当	
取締役兼 専務執行役員	岡 田 啓 芳	証券本部・経営企画部管掌	
取締役兼 専務執行役員	鈴 木 眞 人	業務管理本部長兼内部管理本部・人事研修部・総務部管掌	
取締役兼 常務執行役員	櫻 井 歩	情報本部長兼営業企画部担当兼カスタマーセンター担当兼法人本部・営業本部管掌	
取 締 役	小 林 裕 紀 子 (公認会計士・税理士) 登録名 藤川裕紀子		
取 締 役	谷 本 道 久		
取 締 役	田 中 秀 和		

・執行役員

地位	氏名	担当
上席執行役員	土 居 晃 夫	証券本部長兼証券業務部長
上席執行役員	重 山 都 彦	営業本部長
執行役員	内 木 雅 彦	法人本部長
執行役員	松 本 誠	人事研修部長兼総務部担当
執行役員	田 所 博	特命・コンプライアンスオフィサー
執行役員	尾 崎 典 之	東日本ブロック長
執行役員	横 川 満 紀	内部管理本部長
執行役員	小 平 孝 哉	特命・コンプライアンスオフィサー
執行役員	中 尾 正 敏	アジア戦略担当兼東洋証券亜洲有限公司社長
執行役員	河 村 政 文	経営企画部長
執行役員	三 浦 秀 明	東海・近畿・四国ブロック長

2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区分	当事業年度に係る報酬等の額	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外役員)	10 (3)	157 (18)
監査役 (うち社外役員)	4 (3)	36 (22)
計 (うち社外役員)	14 (6)	193 (40)

注1： 定時株主総会の決議による取締役報酬額は年額4億20百万円以内（2006年6月29日定時株主総会決議。ただし、使用人分給与は含まれない）、監査役報酬額は年額90百万円以内（2006年6月29日定時株主総会決議）であります。

注2： 上記の報酬等の額には、当事業年度に係るストック・オプションとしての新株予約権の付与（2018年7月30日開催の取締役会決議）による報酬額（取締役8百万円）、当事業年度に係るBIP信託による株式給付報酬額（取締役26百万円）が含まれております。

注3： 役員の報酬を決定するにあたっての方針・手続きは以下のとおりであります。

役員の報酬は、企業価値の持続的な向上や人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有するよう役割と責務に相応しい水準としております。また、取締役会が役員報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、透明性・公平性・客観性を確保するようにしております。

なお、取締役に対する報酬として、固定報酬とは別に業績連動給与を採用しております。

4. 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行者の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

各社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小林 裕紀子	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、公認会計士及び金融監督庁等の実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	谷本 道久	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、金融機関の証券投資部門等での実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	田中 秀和	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数17回（出席率94.4%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、証券会社や会社経営の経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	西村 充市	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数13回 出席数13回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会に出席し、取締役会、経営会議、執行役員会では、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、監査役会では、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	細田 信行	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数13回 出席数13回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。
監査役	塚本 誠	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数13回 出席数13回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

注：取締役会開催数に、書面決議（3回）は含まれておりません。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当該事業年度中に辞任した、または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額 | 39百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容
顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務 | 2百万円 |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41百万円 |

注1：監査役会は、監査役会が定める判断基準に基づき、会計監査人の報酬見積もりの算出根拠や考え方を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注3：当社の子会社である東洋証券亜細有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

7. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 取締役及び使用人の基本的な行動規範として、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定めるほか、コンプライアンス体制及び業務に係る社内規程等を整備し、必要な教育を行う。
- ③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備に資するため、コンプライアンス委員会を設置し、活動内容を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスに係る内部通報制度を整備し、自由に通報や相談ができる仕組みを構築する。
- ⑤ 使用人の法令及び定款等違反行為の処分については、公正委員会の具申を経て、経営会議で決定する。
- ⑥ 監査部（監査部リスク管理室を含まない。以下同じ。）及び検査部は、各部室店の日常的な活動状況の監査を実施する。
- ⑦ 監査部、監査部リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
- ⑧ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等を定め、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 「リスク管理規則」においてリスク管理を体系的に定め、あらかじめ具体的なリスクを想定及び分類し、個々のリスクにつき特定、計測、コントロール及びモニタリングを行う。
- ③ リスク管理に関する統括部署として、監査部リスク管理室を設置し、リスク管理の充実に努め、リスク管理に関する事項を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ④ 総務部は、「事業継続計画（BCP）マニュアル」を定め、有事の際の迅速かつ適切な意思決定・指揮命令体制及び情報伝達体制を整備する。
- ⑤ 監査部は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営の効率化を図り、取締役の監督機能を強化する。
- ② 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の定める基本方針に基づいて、重要事項に関し協議上申するため、経営会議を設置する。経営会議は、原則毎月2回開催する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を共有化し、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
- ② 「関係会社の管理に関する規程」等を定め、経営企画部が子会社の事業の総括的な管理を行う。
- ③ 「関係会社の管理に関する規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行に係る事項等について報告を求める。
- ④ 当社の経理部門から、重要な子会社の取締役または監査役を選任し、会計の状況を監督する。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社と業務委託契約等を締結し、子会社に対し人事管理業務やシステム関連業務等の間接業務を提供する。
- ⑥ 「リスク管理規則」を定め、当社及び子会社を一体としたリスク管理を行う。
- ⑦ グループ内通報制度を設置し、グループ内の従業員等から監査部への通報を可能とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「職務補助者」という。）は、監査部に属する使用人とする。
- ② 取締役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮する。
- ③ 職務補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分には、監査役会の同意を得る。

7. 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できる体制を整備し、また、取締役及び使用人は重要な議事録、内部監査の報告書及び稟議書等を監査役に回付する。
- ② 取締役及び使用人は、必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する。
- ③ 監査役への報告を行ったグループ内の取締役及び使用人に対し、不利な取扱いを行ってはならない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条を遵守し、支払い手続きは「経理規則」等に準じて支弁する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に努める。
- ② 監査役会は、取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署を明確化する。
- ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成する。
- ③ 財務諸表等の適正性を確認するため、情報開示委員会を設置する。
- ④ 情報開示委員会は、財務諸表等が適正に作成されているかを確認し、その結果を取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役及び監査役は、会計監査人による財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認する。

7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理について

- ① 当社は、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定め、コンプライアンスハンドブックに収録してグループ内の従業員等に配布するとともに、社内イントラネットに掲載し周知しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する課題の審議や対応策などの検討を行い、その要旨について取締役会及び監査役会に報告しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を9回開催しております。
なお、更なるコンプライアンス態勢強化のため、2019年4月1日をもって、コンプライアンス委員会を経営会議の諮問機関から取締役会の諮問機関と変更しております。
- ③ 当社は、社内での不正・違反行為に対する相互牽制の実効性確保及びその早期発見の観点からコンプライアンスホットラインを設け、グループ内の従業員等から自由に通報や相談ができる仕組みを構築しております。
- ④ 監査部、監査部リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備しております。これらの方針等に基づき、営業店は、新規顧客の口座開設の際、インターネットサイト及び基幹システムの検索処理により反社会的勢力でないことを確認後、新規口座開設業務の委託先会社において反社チェックを行っております。
- ⑥ 当社は、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、正式文書又は情報資産として取扱い、適切に保存及び管理を行っております。
- ⑦ 監査部リスク管理室は、「リスク管理規則」に基づき、市場リスク等のあらかじめ想定される当社グループの具体的なリスクについて日常的にモニタリングを行い、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。
- ⑧ 当社は、事業継続計画の実効性を確保するため改善すべき事項を検証し、必要に応じて当該マニュアルを見直し体制整備を行っております。
- ⑨ 当社は、「取締役会規則」及び「関係会社の管理に関する規程」に基づき、経営企画部は、関係会社が重要事項等を行う際には、関係会社に対し事前に報告を求め、その対応に係る当社グループ方針に基づく対応方針の確認や特にグループ経営上重要事項についての当社取締役会への上程手続きなど総括的な管理を行っております。
- ⑩ 当社は、経営企画部管掌役員及び担当役員、監査部及び監査役は、関係会社から月次の業務執行報告その他重要事項の報告を受けております。

2. 取締役の職務執行の効率性の確保について

- ① 執行役員は、取締役会で委譲された権限の範囲内で業務を執行しており、当該業務の執行状況については、取締役会及び執行役員会に報告され、取締役は当該業務執行状況を監督しております。
- ② 経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づき、「経営会議規程」等に定める重要事項について、取締役社長に具申しております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を29回開催しております。

3. 監査役の監査の実効性の確保について

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか経営会議や執行役員会にも出席し、これらの会議の議事録、その他内部監査報告書、稟議書等を自由に閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況について監査を行うとともに意見がある場合には意見を述べております。
- ② 当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しており、うち6回については、取締役が出席し、監査役からの要請事項について報告しております。
- ③ 当社は、「コンプライアンスホットライン規則」において、コンプライアンスホットラインによる報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わないことを定めております。
- ④ 監査部に属する従業員は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会の事務局運営等に必要な事項を補助しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容の概要等は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、「人」と「人」とのつながりを大切にする精神のもと、経営理念に基づいたお客さま本位の質の高い金融サービスで社会に貢献することによって事業拡大を図るビジネスモデルにより、当社グループの企業価値等の持続的な確保、向上が図られるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、このようなビジネスモデルを実現することを可能とするものが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、このことが当社グループの企業価値等の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には当社の株主のみなさまの意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付者の中には、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為などにより大量買付者（及びその関係者）の利益のみを追求する者や、短期的なROE向上を追求するあまりお客さまの資産を毀損することも顧みないようなお客さま本位の経営に背く業務運営を積極的に押し進める者など、当社グループの企業価値等を毀損する者の存在も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値等に対する侵害行為を容認することはできません。

こうした状況を踏まえ、当社は、大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための、大量買付ルールを制定いたしました。

なお、当該大量買付ルールは、大量買付者等の株式持分を希釈化するために株式や新株予約権の割当てを行うなど対抗措置のあるいわゆる買収防衛策ではございません。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ. 中期的経営ビジョン・戦略骨子等

当社グループは、「真にお客さま本位の経営で世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれるスーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指し、お客さま本位の経営を更に深化させ、持続的に成長し続けるビジネスモデルを確立してまいります。

中期経営計画「もっとTO YOU ING計画」（3か年計画）においては、重点項目（①お客さま本位の経営姿勢の深化、②オペレーショナル・エクセレンスの推進、③人材基盤の強化）について各種の施策を講じ、顧客基盤の拡充・企業価値向上を図ります。

ロ. コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底、経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

ハ. 大量買付ルール

大量買付ルールは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の大量買付者及び大量買付者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行おうとする場合等において、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、株主のみなさまに判断する機会を確保・提供するための手続を定めております。その概要は以下のとおりです。

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出し、当社取締役会は、その受領後10営業日以内に、大量買付者に対し詳しい大量買付情報の提供を求めます。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報等に基づき、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものか否かを評価します。評価期間は60営業日以内または90営業日以内で当社取締役会が設定・公表します。大量買付者は、意向表明書の提出後、取締役会評価期間が満了するまでは、大量買付行為を開始することができません。当社取締役会は、大量買付者から受領した情報ならびに大量買付行為の評価の結果・理由及び株主のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを適切に判断するために有益と考えられる情報について、適宜、開示いたします。大量買付ルールの有効期間は2017年11月27日から3年間です。有効期間内であっても、当社取締役会において、法令等の改正や判例の動向等を考慮して、大量買付ルールを随時、見直しまたは廃止でき、その場合には、法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

③ 当社の取組みに関する取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、上記に述べた当社の取組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、大量買付行為が行われる際には、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要かつ十分な時間・情報を確保することを目的とするものであって、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

注：本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	56,643	流 動 負 債	31,224
現 金 ・ 預 金	24,051	信 用 取 引 負 債	2,285
預 託 金	22,457	信 用 取 引 借 入 金	1,322
ト レーディング商品	403	信用取引貸証券受入金	962
商 品 有 価 証 券 等	401	有 価 証 券 担 保 借 入 金	2,055
デ リ バ ティ ブ 取 引	2	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	2,055
約 定 見 返 勘 定	611	預 り 金	20,151
信 用 取 引 資 産	6,019	受 入 保 証 金	2,234
信 用 取 引 貸 付 金	5,366	短 期 借 入 金	3,550
信用取引借証券担保金	653	リ ー ス 債 務	4
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	5	未 払 法 人 税 等	133
借入有価証券担保金	5	賞 与 引 当 金	284
立 替 金	45	そ の 他 の 流 動 負 債	525
短 期 差 入 保 証 金	1,002	固 定 負 債	5,153
短 期 貸 付 金	1,436	長 期 借 入 金	3,000
未 収 収 益	388	リ ー ス 債 務	11
未 収 還 付 法 人 税 等	60	繰 延 税 金 負 債	1,557
そ の 他 の 流 動 資 産	163	役 員 株 式 給 付 引 当 金	251
貸 倒 引 当 金	△ 1	資 産 除 去 債 務	257
固 定 資 産	15,022	そ の 他 の 固 定 負 債	75
有 形 固 定 資 産	1,097	特 別 法 上 の 準 備 金	129
建 物	498	金融商品取引責任準備金	129
器 具 備 品	232	(金融商品取引法第46条の5)	
土 地	360	負 債 合 計	36,507
リ ー ス 資 産	6	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	397	株 主 資 本	33,377
ソ フ ト ウ エ ア	312	資 本 金	13,494
そ の 他	85	資 本 剰 余 金	9,650
投 資 そ の 他 の 資 産	13,527	利 益 剰 余 金	12,358
投 資 有 価 証 券	8,558	自 己 株 式	△ 2,125
長 期 差 入 保 証 金	2,148	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,780
長 期 前 払 費 用	1,312	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,563
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,351	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 458
繰 延 税 金 資 産	18	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 324
そ の 他	345	純 資 産 合 計	35,158
貸 倒 引 当 金	△ 207	負 債 ・ 純 資 産 合 計	71,666
資 産 合 計	71,666		

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目								金 額	
営業収入	受入	トレ	金	手デ	イ融	ン	数グ	6,781	9,697
損益								2,528	
費用								387	
営業収入	受入	トレ	金	手デ	イ融	ン	数グ		93
費用									9,604
営業収入	受入	トレ	金	手デ	イ融	ン	数グ		11,352
費用								1,431	
費用								5,409	
費用								1,604	
費用								2,099	
費用								445	
課税								188	
その他								0	
								173	
営業損失									△ 1,747
営業外収入									659
営業外費用									60
営業経常損失									△ 1,148
特別利益									723
投資有価証券売却益								617	
名証取引参加者協会清算分配金								25	
役員株式報酬制度移行利益								81	
金融商品取引責任準備金戻入								0	
特別損失									88
投資有価証券売却損								2	
投資有価証券評価損								6	
減損								79	
税金等調整前当期純損失									△ 513
法人税、住民税及び事業税									106
法人税等調整額								33	
								72	
当期純損失									△ 619
非支配株主に帰属する当期純利益									—
親会社株主に帰属する当期純損失									△ 619

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,494	9,650	13,449	△1,544	35,050
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△415		△415
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△619		△619
自己株式の処分			△56	120	64
自己株式の取得				△701	△701
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△1,091	△580	△1,672
当連結会計年度期末残高	13,494	9,650	12,358	△2,125	33,377

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,390	△445	134	3,079	347	38,477
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△415
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△619
自己株式の処分						64
自己株式の取得						△701
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△827	△12	△459	△1,299	△347	△1,646
当連結会計年度変動額合計	△827	△12	△459	△1,299	△347	△3,318
当連結会計年度期末残高	2,563	△458	△324	1,780	—	35,158

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊 木 幸 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 菅 谷 圭 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,143	流 動 負 債	26,944
現 金 ・ 預 金	22,839	信 用 取 引 負 債	2,285
預 託 金	18,175	信 用 取 引 借 入 金	1,322
ト レーディング 商 品	403	信用取引貸証券受入金	962
商 品 有 価 証 券 等	401	有 価 証 券 担 保 借 入 金	2,055
デ リ バ ティ ブ 取 引	2	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	2,055
約 定 見 返 勘 定	611	預 入 保 証 金	15,881
信 用 取 引 資 産	6,019	短 期 借 入 金	2,234
信 用 取 引 貸 付 金	5,366	一 ス 債 務	3,550
信用取引借証券担保金	653	未 払 法 人 税 等	4
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	5	賞 与 引 当 金	133
借入有価証券担保金	5	そ の 他 の 流 動 負 債	280
立 替 金	36	固 定 負 債	519
短 期 差 入 保 証 金	1,002	長 期 借 入 金	5,280
短 期 貸 付 金	1,436	一 ス 債 務	3,000
未 収 収 益	387	繰 延 税 金 負 債	11
未 収 還 付 法 人 税 等	60	役 員 株 式 給 付 引 当 金	1,700
そ の 他 の 流 動 資 産	166	資 産 除 去 債 務	251
貸 倒 引 当 金	△ 1	そ の 他 の 固 定 負 債	240
固 定 資 産	16,813	特 別 法 上 の 準 備 金	75
有 形 固 定 資 産	1,100	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	129
建 器 具 備 物	498	(金融商品取引法第46条の5)	129
土 地	235	負 債 合 計	32,353
土 一 ス 資 産	360	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	6	株 主 資 本	33,039
ソ フ ト ウ エ ア	395	資 本 剰 余 金	13,494
そ の 他	310	資 本 準 備 金	9,650
投 資 所 他 の 資 産	85	利 益 剰 余 金	9,650
投 資 有 価 証 券	15,316	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,020
関 係 会 社 株 式	8,643	別 途 積 立 金	12,020
長 期 差 入 保 証 金	1,288	繰 越 利 益 剰 余 金	9,000
長 期 前 払 費 用	2,114	自 己 株 式	3,020
前 払 年 金 費 用	1,312	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 2,125
そ の 他	1,819	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,563
貸 倒 引 当 金	345	純 資 産 合 計	2,563
資 産 合 計	△ 207	負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,603
	67,957		67,957

招集通知
P3
株主総会参考書類
P8
事業報告
P18
連結計算書類等
P43
計算書類等
株主のみなさまと
東洋証券

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目								金 額	
営 業 収 益									9,589
受 入 手 数 料								6,682	
ト レ デ ィ ン グ 損 益								2,528	
金 融 融 収 費 用								378	
純 営 業 収 益									90
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費									9,499
取 引 関 係 費								1,364	
人 動 産 関 係 費								5,272	
不 事 務 費								1,531	
減 価 償 却 費								2,110	
租 税 公 課								444	
貸 倒 引 当 金 繰 入								187	
そ の 他								0	
								170	
営 業 損 失 (△)									△ 1,582
営 業 外 収 益									655
営 業 外 費 用									37
経 常 損 失 (△)									△ 964
特 別 利 益									723
投 資 有 価 証 券 売 却 益								617	
名 証 取 引 参 加 者 協 会 清 算 分 配 金								25	
役 員 株 式 報 酬 制 度 移 行 益								81	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入								0	
特 別 損 失									88
投 資 有 価 証 券 売 却 損								2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損								6	
減 損 損 失								79	
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)									△ 328
税 法 人 税 等									106
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税								33	
法 人 税 等 調 整 額								72	
当 期 純 損 失 (△)									△ 434

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	13,494	9,650	9,650	9,000	3,927	12,927	△1,544	34,527
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△415	△415		△415
当 期 純 損 失 (△)					△434	△434		△434
自 己 株 式 の 処 分					△56	△56	120	64
自 己 株 式 の 取 得							△701	△701
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△906	△906	△580	△1,487
当 事 業 年 度 期 末 残 高	13,494	9,650	9,650	9,000	3,020	12,020	△2,125	33,039

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	3,390	3,390	347	38,265
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△415
当 期 純 損 失 (△)				△434
自 己 株 式 の 処 分				64
自 己 株 式 の 取 得				△701
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△827	△827	△347	△1,174
当 期 変 動 額 合 計	△827	△827	△347	△2,662
当 事 業 年 度 期 末 残 高	2,563	2,563	—	35,603

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 熊 木 幸 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 菅 谷 圭 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

東洋証券株式会社 監査役会

常勤監査役	縄	田	正	人	印
常勤監査役（社外監査役）	西	村	充	市	印
監査役（社外監査役）	細	田	信	行	印
監査役（社外監査役）	塚	本	誠	印	

以上

〈ご参考〉

株主のみなさまと東洋証券



東洋証券の利益還元方針について

当社は、株主のみなさまに対する**利益の還元を経営上重要な施策**の一つとして位置付けております。

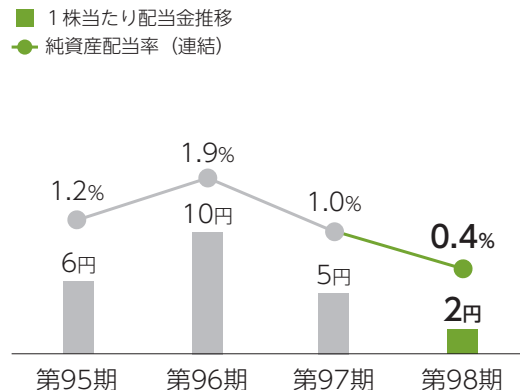
利益配分の基本方針について

業績と株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により、株主のみなさまに利益の還元を実施致します。

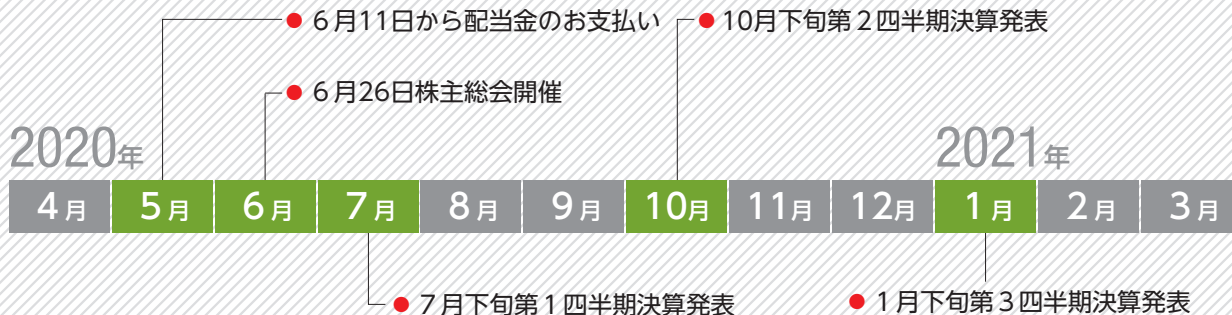
剰余金の配当について

30% 配当性向年間約30%を目安に、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。

配当金の推移



IRカレンダー



特別口座の

Q&A

Q1 特別口座とは何ですか？

A1 特別口座とは、株券電子化実施日までに株券のほふり（証券保管振替機構）への預託がない株主さまのために、当社が三菱UFJ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。

Q2 特別口座のままだとどうなるのですか？

A2 特別口座の株式は、市場での売買はできません。
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。

Q3 単元未満の買取、買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

A3 単元未満株式を特別口座でご所有の株主さまは、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社、フリーダイヤル0120-232-711）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
配当金	3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまにお支払いいたします。
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 その他必要がある場合はあらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	公告は電子公告により行います。公告掲載 URL http://www.toyo-sec.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	8614

株式に関するお手続きについて(お問合せ窓口)

■ 特別口座の株主さま

(特別口座から証券会社の口座への口座振替申請、相続、単元未満株式の買取・買増請求 等)

上記の三菱UFJ信託銀行
(特別口座の口座管理機関)

■ 証券会社の口座の株主さま

(住所・氏名変更、配当金受取方法の指定、単元未満株式の買取・買増請求 等)

お取引の証券会社

■ すべての株主さま

(未受領の配当金のお支払い、郵送物の確認等)

上記の三菱UFJ信託銀行
(株主名簿管理人)

中期経営計画(第六次)「もっと ずっと... とともにTO YOU」(2020年4月~2025年3月)

【将来像】

支店のあるそれぞれの地域において、真にお客さま本位の経営で、世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれる「スーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指すべき将来像として打ち出しています。

【新中期経営計画の骨子】

2020年4月より中期経営計画（5カ年計画）「もっと ずっと... とともにTO YOU」をスタート

…これまで以上に「お客さま視点」の経営を実現し、お客さまロイヤルティの追求により、顧客基盤の拡充を図る

- ☑「もっと」これまで以上にお客さまから信頼され、「もっと」頼りにされる存在に
- ☑「ずっと」次世代までも未永く
- ☑「ともに」お客さま、ご家族さま、地域の方々と「ともに」歩む存在に

【持続的成長可能なモデルを確立するための収益モデル】

新中期経営計画は5カ年計画です。前半の2年で営業スタイル改革を断行するとともに、コスト構造改革により固定費を中心に削減し、損益分岐点を下げていきます。そして、後半の3年で成長ステージに乗せていきます。

【重点項目・主な施策】

新中期経営計画では、営業スタイル改革を実現し、お客さまの体験価値（CX：カスタマーエクスペリエンス※）向上につなげ、持続的成長が可能なビジネスモデルの確立を目指してまいります。

※CXとは、「Customer Experience」の略。「顧客の体験価値」のことで、お客さまが当社を利用した際の満足度のみならず、その結果としてどのような意向を持ったか（ファン度や愛着度など）を検証するもの。

◆営業スタイル改革

これまでの「ニーズのありそうな商品を揃え、それに投資していただけるお客さまを探す営業スタイル（マーケットイン+プロダクトアウト）」から「お客さまごとのニーズを起点としたカスタマイズされた営業スタイル（カスタマーアウト+プロダクトイン）」へ

- ①お客さまの意向をよく聞く ②お客さまの視点でアドバイス
- ③適時・適切なフォローアップ ④アドバイス・スキルの向上

◆重点施策

①お客さまへの付加価値の提供

付加価値戦略…ターゲット顧客のニーズ把握、ニーズに合った付加価値提案など

②お客さまとの接点の多様化

チャネル戦略…営業店+リモートチャネル、地域特性踏まえた営業店体制など

③組織・人材基盤の強化

業務戦略…営業店・本社の効率化、営業店の時間捻出、コスト効率化など

組織戦略…本社の支援機能強化・再構築配置

人材戦略…業績評価・人事評価、人材育成・人材配置など

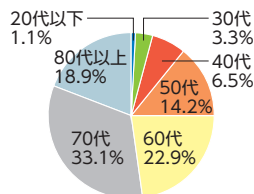
株主アンケート結果のご報告

「第98期 中間のご報告」（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に同封いたしました株主アンケートにつきまして、多数のご回答をいただき誠にありがとうございました。当社の今後の経営とIR活動の参考にさせていただきます。

以下に結果の概要について、ご報告させていただきます。

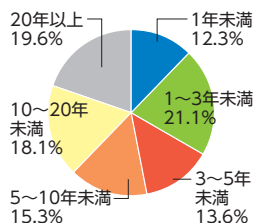
ご回答いただいた方の属性

■ 年齢構成



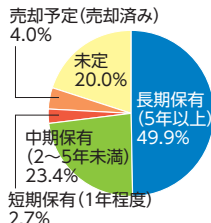
ご回答をいただいた株主さまの年齢構成は、「70代」の方が33.1%と最も多く、次いで「60代」の方が22.9%、「80代以上」の方が18.9%、と60代以上の方の占める割合が7割を超えていました。

■ 保有期間



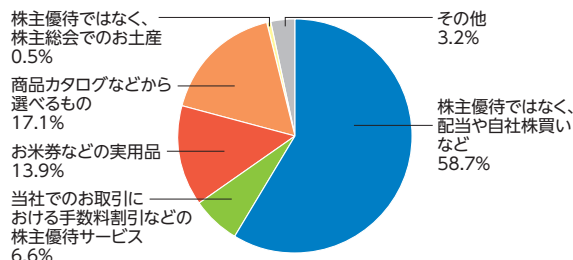
ご回答をいただいた株主さまの当社株式の保有期間は、「1～3年未満」の方が21.1%と最も多いですが、次いで「20年以上」の方が19.6%、「10～20年未満」の方が18.1%、「5～10年未満」の方が15.3%と、半数以上の方が長期保有（5年以上）の方となっております。

■ 保有方針



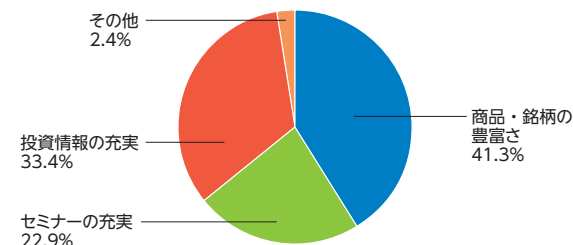
ご回答をいただいた株主さまの当社株式の保有方針は、「5年以上」の長期保有の方が49.9%と最も多く、次いで「2～5年未満」の中期保有の方が23.4%との結果となり、7割以上の方が中長期で当社株式を保有する方針とのことです。

Q 株主優待策として最も重視することは何ですか？



ご回答をいただいた株主さまが当社の株主優待策として最も重視することで最も多かったのは「株主優待ではなく、配当や自社株買いなど」で58.7%と突出して高く、次いで「商品カタログなどから選べるもの」が17.1%、「お米券などの実用品」が13.9%でした。結果を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。

Q 証券会社に期待されるサービスは何ですか？



「商品・銘柄の豊富さ」（41.3%）、「投資情報の充実」（33.4%）、「セミナーの充実」（22.9%）の順となりました。また、各サービスの内訳として、「商品・銘柄の豊富さ」は「日本株」（61.5%）、「投資情報の充実」は「日本株」（73.8%）、「セミナーの充実」は「市場動向・投資」（74.8%）がそれぞれ突出して高くなりました。

大阪支店は開設40周年を迎えました

江戸時代の1730年、米の現物取引と先物取引ができる取引所、「堂島米会所」が堂島に開設されました（現在の大阪市北区堂島浜）。この米会所は、世界で最初に米先物取引を行った市場として知られています。

そんな由緒のある大阪に1979年10月1日、丸十証券株式会社との合併により、東洋証券株式会社大阪支店が開設されました。1993年4月には、大阪駅前支店を統合。そして昨年の10月に開設40周年を迎えました。長年のご愛顧に感謝し、より一層地元の皆さまのお役

に立てる支店を目指して邁進する所存です。支店のある中央区北浜は、大阪の行政・金融・文化の中心エリアで、大阪市役所、大阪取引所、そして赤レンガの大阪市中央公会堂（国指定重要文化財）があります。

昨年7月には「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録されました。百舌鳥古墳群は堺市、古市古墳群は羽曳野市と藤井寺市にあります。観光名所の多い大阪府に、またひとつ注目スポットが増えました。2025年には「大阪万博」が開催される予定です。お近くに

奈良支店は開設40周年を迎えました

丸十証券株式会社との合併により、同社郡山営業所を東洋証券株式会社大阪支店郡山営業所として1979年10月1日に開設されました。1982年11月に奈良市西大寺に移転し西大寺支店となり、2013年2月に奈良市の中心部である大宮町に移転し、奈良支店に名称を変更しました。そして昨年10月に開設40周年を迎えました。長年のご愛顧に感謝し、より一層地元の皆さまのお役に立てる支店を目指して邁進する所存です。

奈良市内には、世界遺産が8件もあります。東大寺、

興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡。東大寺というと、大仏殿だけを見て帰る人も多いのですが、二月堂もぜひご覧になっていたきたいと思います。山麓の斜面に突き出た「舞台」からは、奈良の美しい眺めを味わえます。薬師寺に行かれる方におすすめしたいのは、お坊さんの法話。「究極の語りのエンターテイナー」と呼ばれた管主・高田好胤さん（1998年に没）の心意気がいまに受け継がれ、どのお坊さんの話も分かりやすく面白くて、ときには抱腹絶倒。

四谷支店は開設40周年を迎えました

四谷支店のある「四谷」という地名には、谷が4つあったから四谷、あるいは、江戸時代に入ると民家（または茶屋）が4軒あったから四ツ家（四ッ屋）⇒四谷、などの俗説があります。どの説も決め手に欠け、いまだにハッキリしていません。ただ、四谷という呼び方は相当古くからあったことは確かなようです。

四谷支店は、1979年11月12日、四谷3丁目に開設しました。1992年8月に新宿支店を統合、続いて1994年12月には渋谷支店と新橋支店を統合。2014年12月に四

谷2丁目に移転し、現在に至っています。おかげさまで昨年11月12日に開設40周年を迎えました。これまでの皆さまのご支援にお礼を申し上げるとともに、一層お役に立てる支店を目指して邁進する所存です。

四谷の紹介を続けると、江戸時代以前の四谷はスキの生い茂る原っぱでした。人家が立ち並び始めたのは、江戸城の外堀が造られ、甲州道が整備されてからのこと。四谷は江戸城の西側を守る重要な地となり、交通の要としても発展しました。四谷を一躍有名にしたのは、元禄

お越しの際は、ぜひ支店にお立ち寄りください。

〒541-0041
大阪市中央区北浜2丁目6番18号
淀屋橋スクエアビル内
TEL: 06-6226-1040



法話を聞く前と後では、お寺の見方が変わります。

奈良支店は、JR奈良駅から徒歩5分、近鉄奈良駅から徒歩8分です。お近くにお越しの際は、ぜひ支店にもお立ち寄りください。

〒630-8115
奈良市大宮町1-1-32 (奈良交通第3ビル)
TEL: 0742-20-1040



時代に起きた事件を題材に鶴屋南北が創作した『東海道四谷怪談』だとか…。

四谷には、江戸時代からの歴史と文化がたくさんあります。お近くにお越しの際は、ぜひ支店にもお立ち寄りください。

〒160-0004
新宿区四谷2-12-5四谷ISビル 2階
TEL: 03-3355-1040



グループネットワーク



通信販売部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1402

カスタマーセンター

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-0007

法人部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1379

中国

広島県

1 福山支店
〒720-0064
広島県福山市延広町 1-25
(084) 922-4500

2 府中営業所
〒726-0003
広島県府中市元町 445-1
(0847) 48-3010

3 三原支店
〒723-0014
広島県三原市城町 1-9-7
(0848) 63-7777

4 呉支店
〒737-0051
広島県呉市中央 1-6-9
(0823) 23-1040

5 広島支店
〒730-0037
広島県広島市中区
中町 7-32
(082) 244-1111

島根県

6 浜田支店
〒697-0027
島根県浜田市殿町 82-8
(0855) 22-3011

7 出雲支店
〒693-0004
島根県出雲市渡橋町 68
(0853) 25-1040

山口県

8 岩国支店
〒740-0018
山口県岩国市
麻里布町 6-7-7
(0827) 21-8511

9 徳山支店
〒745-0034
山口県周南市御幸通り 2-7
(0834) 31-5252

10 山口支店
〒753-0086
山口県山口市中市町 1-10
(083) 922-2600

11 宇部支店
〒755-0029
山口県宇部市新天町 1-2-11
(0836) 33-1040

12 下関支店
〒750-0025
山口県下関市竹崎町 4-1-22
(083) 231-6161

近畿

1 京都支店
〒600-8411
京都府京都市
下京区烏丸通
四条下ル水銀屋町 620
(075) 361-1040

2 奈良支店
〒630-8115
奈良県奈良市
大宮町 1-1-32
(0742) 20-1040

3 大阪支店
〒541-0041
大阪府大阪市
中央区北浜 2-6-18
(06) 6226-1040

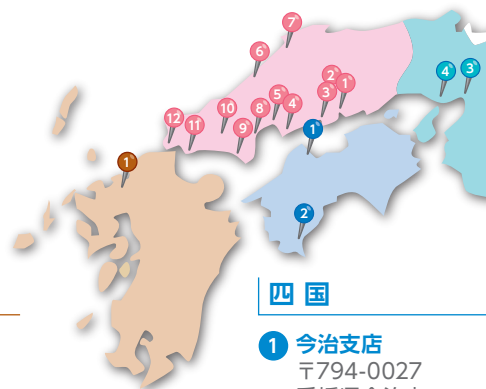
4 神戸支店
〒651-0085
兵庫県神戸市中央区
八幡通 4-2-14
(078) 252-1040

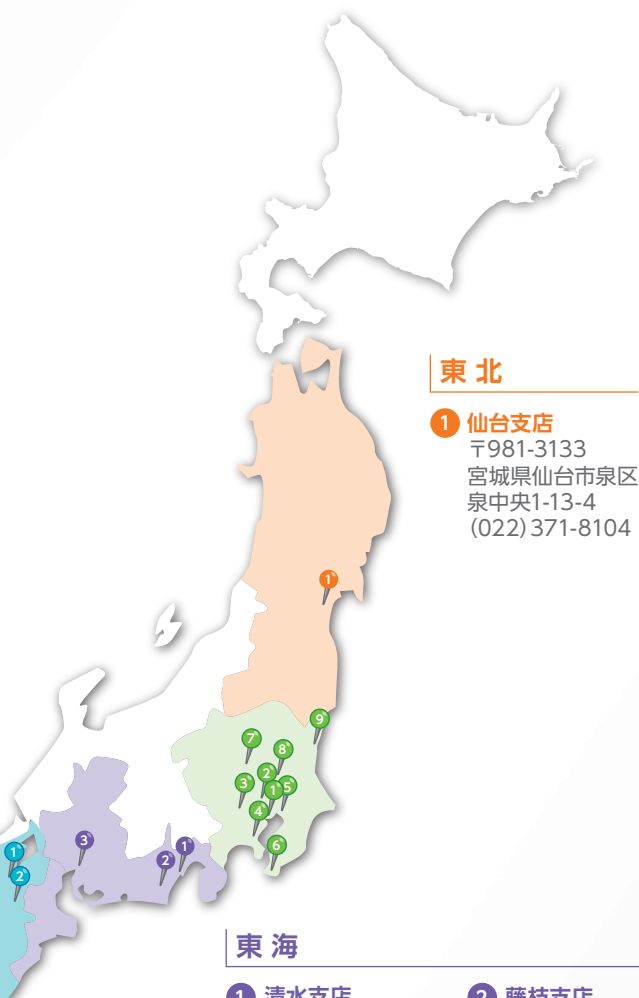
九州

1 福岡支店
〒810-0001
福岡県福岡市中央区
天神 2-14-2
(092) 711-1040

四国

1 今治支店
〒794-0027
愛媛県今治市
南大門町 1-6-16
(0898) 23-1040





東北

- 1 仙台支店**
〒981-3133
宮城県仙台市泉区
泉中央1-13-4
(022) 371-8104

東海

- 1 清水支店**
〒424-0821
静岡県静岡市清水区
相生町 5-1
(054) 353-3411
- 2 藤枝支店**
〒426-0034
静岡県藤枝市
駅前 1-5-21
(054) 641-3211

関東

- 1 本店営業部**
〒104-8678
東京都中央区八丁堀4-7-1
(03) 5117-1400
- 2 四谷支店**
〒160-0004
東京都新宿区四谷 2-12-5
(03) 3355-1040
- 3 むさし府中支店**
〒183-0023
東京都府中市宮町 1-40
(042) 367-1040
- 4 横浜支店**
〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 2-22
(045) 681-3341
- 5 松戸五香支店**
〒270-2261
千葉県松戸市常盤平 5-18-1
(047) 383-2111
- 6 館山支店**
〒294-0045
千葉県館山市北条 1898-2
(0470) 22-2111
- 7 桐生支店**
〒376-0023
群馬県桐生市錦町 2-16-9
(0277) 44-4141
- 8 つくば支店**
〒305-0033
茨城県つくば市東新井 14-3
(029) 856-1040
- 9 日立支店**
〒316-0003
茨城県日立市多賀町 2-10-11
(0294) 33-1040

第98回 株主総会会場ご案内図

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

会場 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 **当社本店 4階会議室**
TEL. 03-5117-1040（代表）



交通のご案内

- ① 東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀駅」A3出口 徒歩1分
- ② 都営浅草線「宝町駅」A1出口 徒歩5分
- ③ 東京メトロ銀座線「京橋駅」1番出口 徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。